

2020年 2月21日

各都道府県

小学校校長会 会長 殿

中学校校長会 会長 殿

教材等著作権保護委員会
委員長・弁護士 前田 哲男

〒162-0831 東京都新宿区横寺町 64-2

TEL. 03-3267-1041

FAX. 03-3267-1047



ワーク、ドリル、テストなど 図書教材の複写複製禁止に関するご指導のお願い

拝啓 学校教育に関連する日頃のご活躍にまず敬意を表させていただきます。

さて、教材出版社が制作・発行しておりますワーク、ドリル、テストなどの図書教材は、学校教育法及び学校管理規則などにより使用することが認められている副教材です。このような図書教材に関し、教材出版社から取次代理店を通して小・中学校にお届けした見本や採用後の教材が、先生方の手でそのまま複写されたり、切り貼りされたり、あるいはパソコンにデータとして取り込まれていわゆる“自作教材”となり、児童・生徒に使用されるという例が、残念ながらあとを絶たず、これによって出版社・代理店ともに著しい経済的な打撃を受けており、その対策に頭を痛めております。

そこで、著作権法の遵守について、以下のとおり関係の小・中学校及び先生方へのご指導を賜りたく、本書面を差し上げる次第です。よろしくお願い申し上げます。

1. 著作権法では、図書教材の複製は、教育目的であっても違法とされています

著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）第1項では、学校の先生方が、公表された著作物を「授業の過程における使用に供すること」を目的として複製することを必要の限度で認めております。しかし、同条には、「当該著作物の種類及び用途…に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」を除外するとの「ただし書き」があります。そして、教材出版社の「商品」としてのワーク、ドリル、テストなどを無断複製して児童・生徒に使用する行為は、まさにこの「ただし書き」に該当し、図書教材出版社の利益を不当に害するものとして禁止されています。このことは、著作権法学者の通説的見解であるとともに、文化庁の解説パンフレット等にも明記されているところです。

ここ最近では、複製の形態も多様になってきており、著作権法第35条第1項で認められている範囲の複製であるかどうか判別が難しい場合は、著作権者（教材出版社等）に事前に確認することをお勧めいたします。

2. 図書教材見本は、適切にご採用をお願いするためのものです

小・中学校で最も多く見られる単純な違法複製は、教材出版社が無償で提供する見本（または少数の採択分）を児童・生徒数分そのまま複製し、「授業の過程における使用に供する」ことです。特に論外なのは、提供された見本がそのまま複製・使用される一方で、採択の目的が達成されたとして、教材出版社の「商品」としての教材の採択が中止されてしまうことです。

教材出版社が小・中学校に実物見本をお届けしているのは、学校管理規則などの定めに従って、より適切な教材を採用していただくための教育的な配慮によるものであります。その見本を複写複製して利用することは、違法である以前に、著しい背信行為であり、教育に携わる者として許されるべきではないと信じております。

3. 図書教材を無断で加工、編集したいいわゆる“自作教材”も違法です

他方、パソコンなどのデジタル機器の発達により、複製が認められていない図書教材の全部又は一部を先生方が無断で取り込んだ、いわゆる“自作教材”も増加する一方であり、教材出版業界は、これによっても採択の中止や採択部数の減少という危機にさらされております。それは、「単純な違法複製」にもまして、よりよい教材を開発し低価格で納品しようと日夜努力を重ねている教材出版社及び代理店の経営を根底から脅かすものとなっております。

4. 著作権法では、違法行為に対する罰則は「10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその併科」とされております

著作権法の罰則規定は重く、前記のような違法行為があった場合は、著作権法違反として厳しい刑罰を科せられることがあります。また、権利者が被る損害が著しい場合には、教材出版社のみならず、教科書掲載作品の著者などからも損害賠償請求の訴訟が提起されることにもなりかねません。

5. ご指導方のお願い

各位におかれては、教育の場で刑事・民事の著作権紛争が発生するという不祥事を未然に防止するためにも、各先生方に対し、著作権法を遵守し違法な複製を根絶することについてのご指導をいただきたく、お願いする次第です。

敬具